

## 和木町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、和木町耐震改修促進計画(平成20年1月策定)に基づき、既存住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、町内に存する住宅・建築物の耐震化促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内で住宅・建築物耐震化促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、和木町補助金等交付規則(平成6年規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第1号から第3号までに規定するものについては、国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。

- (1) 木造住宅 和木町内に存する昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)のうち、木造の在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。
- (2) 多数利用建築物 和木町内に存する昭和56年5月31日以前に着工された建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条第1号に掲げる建築物のうち、次に掲げる建築物をいう。ただし、第4号に規定する要緊急安全確認大規模建築物を除く。
  - ア 幼稚園又は保育所で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が500平方メートル以上のもの
  - イ 小学校、中学校又は中等教育学校(前期課程に限る。)で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
  - ウ 高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
  - エ 老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもので、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

オ 病院又は診療所で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

- (3) 緊急輸送道路沿道建築物 和木町内に存する昭和56年5月31日以前に着工された耐震改修促進法第14条第3号に掲げる建築物（木造住宅を除く。）で、和木町耐震改修促進計画に定める地震発生時の閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物をいう。
- (4) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条第1項第1号及び第2号に規定する建築物をいう。
- (5) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者をいう。
- (6) 建築士事務所 建築士法第23条に規定する登録を受けた建築士事務所をいう。
- (7) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が耐震判定委員会登録要綱に基づき登録した耐震判定委員会をいう。
- (8) 木造住宅耐震改修事業 木造住宅の耐震性向上を目的として、耐震改修設計及び耐震改修工事を実施する事業をいう。
- (9) 多数利用建築物耐震診断事業 多数利用建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (10) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 緊急輸送道路沿道建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (11) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業 緊急輸送道路沿道建築物について、耐震修工事を実施する事業をいう。
- (12) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断に基づく建築物の耐震改修を実施するために必要な図書の作成（建替えを行う場合に必要な図書の作成を除く。）する事業をいう。
- (13) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震改修工事又は建替え工事を実施する事業をいう。
- (14) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。

- (15) 土砂災害対策改修 土砂災害特別警戒区域内の土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない建築物を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合させる改修をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業（平成22年3月26日付け社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく社会資本整備総合交付金を受けているものに限る。）とする。ただし、同一の住宅・建築物について、山口県又は和木町から他の助成金又は給付金等を活用した工事の部分は除く。

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす木造住宅耐震改修事業

ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づく耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を改修後1.0以上とする耐震改修であること。ただし、改修前より上部構造評点が向上するものに限る。

イ アに示す上部構造評点は、建築士事務所に所属する建築士の評価により算出される耐震改修であること。

ウ 土砂災害特別警戒区域内の住宅については、土砂災害対策改修を併せて実施するもの又は実施したものに限る。

- (2) 次に掲げる要件を全て満たす多数利用建築物耐震診断事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

ア 建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。この場合において、建築士は、建築士法第3条から第3条の3までに規定する設計又は工事監理をすることができる建築物の範囲を超えてはならない。（第5号において同じ。）

イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。）に基づく耐震診断であること。（第5号において同じ。）

- (3) 次に掲げる要件を全て満たす緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

ア 構造が耐震上著しく危険であると認められる建築物、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められる建築物の耐震改修であること。

イ 耐震改修促進法に基づく指導を受けた建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものの耐震改修であること。

ウ 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物を、倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと評価される建築物とする耐震改修であること。ただし、国土交通大臣が基本的な方針に基づく指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって評価する場合には、当該方法によるものとする。

エ ウの評価は、建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。この場合において、建築士は、建築士法第3条から第3条の3までに規定する設計又は工事監理をすることができる建築物の範囲を超えてはならない。

(4) 次に掲げる要件を全て満たす要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業

ア 建築士事務所に所属する建築士が、建築士法第3条から第3条の3までにおいて定める各資格における範囲で実施するものであること。

イ 補強設計（建替えを行う場合に必要な図書の作成を除く。）が耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けるものであること。

(5) 次に掲げる要件を全て満たす要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

ア 次のいずれかの建築物であること。

(ア) 病院

(イ) 避難所等として災害時に重要な機能を果たす建築物で和木町と協定を結んだもの又は和木町耐震改修促進計画に位置付けられたもの（協定を結ぶことが確実であるもの又は和木町耐震改修促進計画に位置付けられることが確実なものを含む）

(ウ) 耐震改修促進法附則第3条第1項第1号に掲げる建築物

イ 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物であること。

ウ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。

エ ア（イ）に掲げる建築物について、耐震改修の場合は基本的な方針

の別添第1(二)に規定される $I_s$ 値及び $q$ 値に対し、用途係数1.25を乗じたものを目標値とすること。また、建替えの場合は建築基準法施行令第82条の3第2号で計算する数値に1.25を乗じて得た数値を各階の保有水平耐力とすること。

オ 補強設計が耐震判定委員会等の第三者機関の判定をうけたものであること。

カ イの耐震診断及びオの補強計画の策定は、建築士事務所に所属する建築士が、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で実施したものであること。

キ イの耐震診断は、省令第5条第1項に規定する建築士が実施したものであること。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、町税を滞納していない者で、前条の事業を行う住宅・建築物の所有者とする。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合で、町長が特に認めたときは、この限りでない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 木造住宅耐震改修事業

ア 補助対象額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を除いた額とする。

イ 補助金の交付額は、補助対象額のうち、耐震改修工事に要する経費(耐震改修設計及び工事監理に要する経費を除く。)の5分の4以内、かつ、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

ウ 補助金の額は、1戸当たり115万円を限度とする。

(2) 多数利用建築物耐震診断事業

ア 補助対象額は、1棟当たり300万円(消費税等を除く。)、かつ、次に定める額を限度とする。

(ア) 延べ面積1,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり2,060円

(イ) 延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり1,540円

(ウ) 延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1平方メートル

ル当たり 1,030円

イ 補助金の交付額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

ア 補助対象額は、1棟当たり300万円(消費税等を除く。)、かつ、次に定める額を限度とする。

(ア) 延べ面積1,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり2,000円

(イ) 延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり1,500円

(ウ) 延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1平方メートル当たり1,000円

イ 補助金の交付額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

ア 補助対象額は、1棟当たり1,200万円(消費税等を除く。)、かつ1平方メートル当たり48,700円を限度とする。

イ 補助金の交付額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業

ア 補助対象額は、補強設計に要する経費の額から消費税等を除いた額で、かつ、次に定める額を限度とする。

(ア) 延べ面積1,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり3,110円

(イ) 延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり1,330円

(ウ) 延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1平方メートル当たり890円

イ 補助金の交付額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(6) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

ア 補助対象額は耐震改修工事に要する経費の額(建替えを行う場合に

あつては耐震改修工事費相当分とする)から消費税等を除いた額とし、かつ、1平方メートル当たり57,000円を限度とする。

イ 補助金の交付額は、補助対象額の23%以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、和木町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書(様式第1-1号、様式第1-2号、様式第1-3号、様式第1-4号又は様式第1-5号)及び和木町住宅・建築物耐震化補助対象事業実施計画書(様式第2-1号、様式第2-2号、様式第2-3号、様式第2-4号又は様式第2-5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をし、和木町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、前項の申請者に通知するものとする。

3 補助対象事業者は、木造住宅耐震改修事業の補助金に限り、その受領を耐震改修工事を行った耐震改修業者に委任することができる。この場合、補助対象事業者は、第1項の補助金交付申請書に受領委任予定届(様式第4号)を添付しなければならない。

(事業の着手)

第7条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

(事業の変更等)

第8条 第6条第2項の規定により、交付決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、和木町住宅・建築物耐震化促進事業変更申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の変更の通知)

第9条 町長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、和木町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付変更通知書(様式第6号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、和木町住宅・建築物耐震化促進事業中止届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（事業の完了報告）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は町長が別に定める日のいずれか早い日までに、和木町住宅・建築物耐震化促進事業完了報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、和木町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金確定通知書（様式第9号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、和木町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の規定による補助金（木造住宅耐震改修事業に係るものに限る。）の交付請求をするに当たり、当該補助金の受領を当該耐震改修工事を行った耐震改修工事業者に委任する場合は、前項の補助金交付請求書に補助金の受領に係る委任状（様式第11号）を添付しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 申請書その他提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し、和木町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し和木町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金返還命令書（様式第13号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（全体計画の承認）

第14条 補助対象事業者は、第2条第13号の事業について工事が複数年にわたる場合には、初年度の補助金交付金申請前に当該工事に係る事業費の総額、事業完了予定時期について、全体計画の承認申請書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。当該工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 町長は、前項の申請書を受理し、審査のうえ適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、和木町住宅・建築物耐震化促進事業全体（変更）承認通知書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。

（書類の保管）

第15条 この補助対象事業に関する書類は、補助対象事業終了年度の翌日から起算して、10年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、補助対象事業に相当する国若しくは山口県の事業が終了した日にその効力を失う。ただし、同日までに第6条第2項の規定により補助金の交付決定を受けたものに係る補助金の交付、取消しその他の行為に関する規定については、同日後もなおその効力を有する。

（和木町木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱等の廃止）

3 次に掲げる要綱は廃止する。

（1）和木町木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（平成24年要綱第9-1号）

（2）和木町緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（平成22年要綱第15号）

（和木町耐震改修促進計画が改正されるまでの経過措置）

4 この要綱による廃止前の和木町緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第2条第1号に規定する緊急輸送道路沿道建築物に該当する建築物は、耐震改修促進法第6条第1項の規定による和木町耐震改修促進計画が改正

されるまでの間は、第2条第3号に規定する緊急輸送道路沿道建築物とみなす。

附 則

この告示は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。